定　　款

インヴァスト株式会社

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　　当会社は、インヴァスト株式会社と称し、英文では INV Inc. と表示する。

（目　的）

第２条　　当会社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

（１）金融商品取引法に規定する金融商品取引業
（２）貸金業その他金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介に係る業務
（３）不動産特定共同事業法に規定する不動産特定共同事業
（４）宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引業
（５）労働者派遣事業および有料職業紹介事業
（６）コンピュータソフトウェアおよびシステムの設計、開発、販売、賃貸およびコンサルティングに関する業務
（７）人工知能プログラムの開発およびコンサルティングに関する業務
（８）金融商品取引法その他の法律に基づき、金融商品取引業者が営むことができる前各号以外の業務
（９）前各号に関連する一切の業務
(10) 有価証券の取得、組合契約、匿名組合契約、パートナーシップ契約等による投資目的の出資を行うこと

２　　当会社は、前項各号の事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。

（本店の所在地）

第３条　　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　関）

第４条　　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査等委員会
（３）会計監査人

（公告方法）

第５条　　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　　当会社の発行可能株式総数は、2,500万株とする。

（単元株式数）
第７条　　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（自己の株式の取得）
第９条　　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第10条　　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３　　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規則）
第11条　　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（招　集）
第12条　　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（招集地）
第13条　　株主総会は、本店所在地のほか、東京都区内においても招集することができる。

（定時株主総会の基準日）
第14条　　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）
第15条　　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
第16条　　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）
第17条　　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第18条　　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）
第19条　　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、９名以内とする。
２　　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任方法）
第20条　　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第21条　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３　　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第22条　　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

２　　取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第23条　　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第25条　　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

２　　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条　　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第27条　　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）
第28条　　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、免除することができる。
２　　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）
第29条　　監査等委員会は、各監査等委員が招集する。
２　　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
３　　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）
第30条　　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第31条　　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）
第32条　　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）
第33条　　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　　算

（事業年度）

第34条　　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（期末配当金）

第35条　　期末配当金は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

（中間配当）

第36条　　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第37条　　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。